

## 律令国家の北方経営と秋田・野代

渡部育子

## Noshiro and Akita under the Rituryo System

Ikuko WATANABE

Japanese legal system established in the eighth century. Akita and Noshiro were a frontier post on route to Hokkaido at the end of the seventh century. The central government started to construct local administrative offices and fortified government offices in northern Japan in eighth century. This paper examines the character of the Noshiro area and discusses the administration of Dewa under the rituryo system.

key words : rituryo system, Noshiro, Akita,

## はじめに

現在の東北地方は、古代国家が成立してからは、近畿地方のヤマトから見て  
 辺境と位置づけられ、征討の対象とされる場合も多かった。一方、古代国家に  
 とって、そのような辺境地域はなくてはならない存在であったことも事実であ  
 る。東北地方は、大宝令制下では太平洋側の陸奥と日本海側の出羽に区分され  
 るが、国家にとって陸奥とはどのような地域であり、出羽とはどのような地域  
 であるのかということは異なるものであった。出羽のなかでも南と北、沿岸と  
 内陸の各地域では異なる性格を呈する。このことは世界史的視座すなわち当時  
 の東アジア世界のなかで東北の各地域を見てみるとより明瞭になる。世界史的  
 視座を通奏低音として、秋田・能代の地域学的考察を行うと何が見えてくるのか。  
 秋田・能代の文献史料上の初見は『日本書紀』齊明天皇四年（六五八）四月  
 条で、齧田・淳代と表記される。やがて秋田は出羽柵遷置、秋田城整備という  
 形で律令国家の地方行政組織に組み込まれる。能代は出羽国の賊地と位置づけ  
 られていた。しかし、能代は、城柵が設けられたり郡制がしかなかったものの、  
 『日本三代実録』に野代宮の名称が見えることから、九世紀に公的機関が置かれ  
 ていたことは事実である。律令国家の北方支配において秋田城が重要な役割を

果たしたことは周知のとおりであるが、国郡制の枠組みに入らない能代地域が  
 大宝令制以前に王権と一定のかかわりを持ち、積極的征夷政策がとられなくな  
 った九世紀後半になっても公的な掌握がなされていたという事実は看過できない。  
 本稿では、律令国家の北方経営において、現在の秋田県能代地域が果たした  
 役割について明らかにしてゆきたい<sup>(1)</sup>。

## 一 齧田・鮑田と淳代

阿倍比羅夫の北方遠征は、齊明天皇四年（六五八）から六年（六六〇）まで、  
 三回行われた。

『日本書紀』齊明天皇四年四月条

阿陪臣<sup>名</sup>率<sup>二</sup>船師<sup>一</sup>一百八十艘<sup>二</sup>伐<sup>二</sup>蝦夷<sup>一</sup>。齧田・淳代<sup>二</sup>郡蝦夷、望怖乞<sup>レ</sup>降。  
 於是勒<sup>レ</sup>軍陳<sup>二</sup>船於齧田浦<sup>一</sup>。齧田蝦夷恩荷進而誓曰、不下<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>官軍<sup>一</sup>故持<sup>中</sup>弓矢<sup>上</sup>。  
 但奴等性食<sup>レ</sup>肉故持。若為<sup>二</sup>官軍<sup>一</sup>、以儲<sup>二</sup>弓矢<sup>一</sup>、齧田浦神知矣。将<sup>二</sup>清白心<sup>一</sup>仕<sup>二</sup>  
 官朝<sup>一</sup>矣。仍授<sup>二</sup>恩荷<sup>一</sup>以小乙上、定<sup>二</sup>淳代・津軽<sup>一</sup>二郡々領<sup>一</sup>。遂於<sup>二</sup>有間浜<sup>一</sup>召<sup>二</sup>聚  
 渡島蝦夷等<sup>一</sup>、大饗而帰。

この遠征では戦闘にはいたらなかったものの「伐蝦夷」とあること、罫田(秋田)の蝦夷恩荷が服属を誓ったことから、その目的としては秋田地域の蝦夷征討が考えられる。この記事で注目されるのは、罫田蝦夷恩荷には小乙上(大化五年に制定された冠位の十七番目)を授け、淳代・津軽二郡には郡領を任命したという点である<sup>2)</sup>。当時の行政単位は郡ではなく評であり、列島北辺の地域にも評が設置されたのかどうかは疑問の残るところであるが、王権と一定の政治関係を結んだ地域という解釈することに問題はないであろう。

実は、津軽はこれよりも早い段階で歴史書に登場する。齐明天皇元年(六五五)には津茹(津軽)蝦夷に冠位が授けられた。

『日本書紀』齐明天皇元年七月己巳朔己卯条

於難波朝饗<sup>北</sup>越<sup>北</sup>蝦夷九十九人、東<sup>東陸</sup>蝦夷九十五人。并設百濟調使一百五十人。仍授柵養蝦夷九人、津刈蝦夷六人冠各二階<sup>一</sup>。

孝徳朝に設けられた淳足柵・磐舟柵よりも北方は、現在の秋田市付近を飛び越えて津軽地域と一定の政治関係が結ばれていたのである。現在の新潟市とその北辺地域が王権に組み込まれた当時、その北方の掌握においては海路でいくつかの拠点を掌握する方法がとられた。齐明天皇四年に秋田地域が征討の対象になったのは、津軽以北の拠点支配のために秋田地域の勢力を抑える必要があったのではないかと考えられる。秋田地域よりも能代地域の方が早い時期に王権と結ばれていた可能性が高い。四年四月の比羅夫第一回目遠征の論功行賞は七月に行われた。

『日本書紀』齐明天皇四年七月辛巳朔甲申条

蝦夷二百余詣闕朝献。饗賜贍給有加於常。仍授柵養蝦夷二人位一階、淳代郡大領沙尼具那小乙下、<sup>或所云授位二階使檢戸口</sup>少領宇婆左建武、勇健者二人位一階。別賜沙尼具那等鮪旗二十頭・鼓二面・弓矢二具・鎧二領。授津軽郡大領馬武大乙上、少領青蒜小乙下、勇健者二人位一階。別賜馬武等鮪旗二十頭・鼓二面・弓矢二具・鎧二領。授都岐沙羅柵造<sup>名</sup>位二階、判官位一階。授淳足柵造大伴君稻積小乙下。又詔淳代郡大領沙奈具那、檢覆蝦夷戸口与虜戸口。

大乙上は大化五年に制定された十九階の冠位のうち十五番目、小乙下は十八

番目のものである。津軽蝦夷が淳代蝦夷よりも高い冠位が与えられている。また、淳代郡の大領沙奈具那に人口調査を命じている。王権との政治関係を絡めてみると、津軽・淳代と秋田の間に相違があったことがわかる。淳代地域の蝦夷集団のなかには津軽に近い者と秋田に近い者がいたのではないかと推測される。なお、淳足柵造も論功行賞の対象になっていないが、大化三年に設置された淳足柵が北方経営において必要な役割を果たしていたことを示すものである。齐明天皇四年の北征の結果、秋田地域の蝦夷が服属し、能代地域の蝦夷と一括して扱われるようになる。

『日本書紀』齐明天皇五年三月是月条

遣阿倍臣<sup>名</sup>率<sup>名</sup>船師一百八十艘討蝦夷国。阿倍臣簡集鮑田・淳代二郡蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津軽郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏蝦夷二十人於一所、而大饗賜<sup>胆振鉏、此云伊浮梨婆陸</sup>祿。即以<sup>一</sup>船一隻与五色綵帛、祭<sup>一</sup>彼地神。(下略)

この二度目の遠征時には、鮑田・淳代二郡の蝦夷とその捕虜、津軽郡の蝦夷とその捕虜を饗したとあるように、秋田以北の蝦夷集団は、秋田・能代と津軽に区分されている。虜は蝦夷集団間の争いの結果生じたものである。また、地元を祭るときに船一隻も供えていることから、蝦夷集団の拠点は港湾をともなうものであったと推測される。

『日本書紀』齐明天皇五年七月戊寅条に引用される伊吉連博徳の書に、当時の政府が北日本の住民をどのように掌握していたのかということが記される。蝦夷は都から遠い順に都加留・鹿蝦夷・熟蝦夷の三種に分けられていた。ただし、遠いといっても距離の長さだけではなく、定期的に朝貢しているかどうかというような政治関係も重視された。

齐明天皇六年(六六〇)三月に三度目の遠征が行われた。『日本書紀』齐明天皇六年三月条に詳しい記載がある。このとき比羅夫は北海道に向かい、肅慎との間に武力行使がなされた。その兵力として、比羅夫直属軍や能登地方の豪族のほか、陸奥の蝦夷を船に乗せている。陸奥の蝦夷が比羅夫の船が停泊している日本海沿岸地域まで移動したものと推測される。このときの戦闘は遠征当初から予定していたものではなく、服属の儀式<sup>沈黙交易</sup>に失敗したゆえに起きたものである。異なる言語をもつ集団と交易する方法を当時の政府も肅慎も知っ

ていたのである。

齊明天皇六年五月には石上の池のほとりに作られた須弥山の下で肅慎四十七人の饗宴が行われた。これは比羅夫遠征の成果であり、拠点掌握という形の支配が北海道地域まで拡大したことを示すものである。なお、肅慎の朝貢は持統天皇十年（六九六）にもみられる<sup>3)</sup>。

## 二 「賊地」野代湊と北方外交

七世紀に王権と一定の政治関係が築かれた能代地域が、次に歴史書に見えるのは宝亀二年（七七二）のことである。『統日本紀』には「賊地」と記される。

『統日本紀』宝亀二年六月壬午条

渤海国使青綬大夫壹万福等三百廿五人、駕船十七隻、着<sup>二</sup>出羽国賊地野代湊<sup>一</sup>。於<sup>二</sup>常陸国<sup>一</sup>、安置供給。

能代の地名が『日本書紀』に登場してから一世紀余りもの歳月が経っている。この間に起きた列島北部日本海沿岸地域と王権との関係の変化についてみてみたい。

秋田の地名も文献史料では六五九年以降は天平五年（七三三）まで見えない。秋田の史料空白の理由として、律令国家の北方経営が点を結ぶ方式から面的拡大を図る方式に転換したことがかかわっているのではないかと考えられる。一方、北方情勢は国内政治事情とは無関係に変動していた。実は、秋田を含む列島北部日本海沿岸は政府にとって目を離すことができない地域であったのである。宝亀二年の能代地域での出来事は、北方外交にかかわるものである。秋田や能代などの地名は見えないが、この空白期間に、北方外交に関しては注目すべき史料がある。

『統日本紀』養老四年正月丙子条

遣<sup>二</sup>渡嶋津輕津司従七位上諸君鞍男等六人於靺鞨国<sup>一</sup>、觀其風俗<sup>一</sup>。

養老四年（七二〇）に渡嶋津輕津司という役所があり、その役人である諸君鞍男らを靺鞨国に遣わして、風俗を視察させたことが知られる。従七位上という位階は上国の掾に相当する。他に史料がないことから、津司の機構は詳らか

ではなく、また、この役所が置かれた地点も特定できないが、当時の出羽国府があつたと推測される山形県庄内地方よりも北方の沿岸地域で、港の機能を持つ場所ということから、秋田、能代も有力な比定地と考えられる。このころの秋田は国郡制の枠組みには入っていないが、出羽国の支配が北方に及んでいたことは『扶桑略記』養老二年八月乙亥条に、「出羽と渡嶋の蝦夷八十七人が来て、馬千疋を貢いだ。そこで彼らに位と禄を授けた」と記されることから明らかである。千疋という馬の数が多すぎるので誤写であつたのではないかという疑問もないわけではないが、出羽が馬の貢納にかかわっていたことは事実であろう。秋田も能代も地名の記載はないが、渡嶋と平城京を結ぶ路線上に位置したことは明らかである。

「あきた」の地名が「秋田」と表記されるのは天平五年（七三三）のことである。

『統日本紀』天平五年十二月己未条

出羽柵遷<sup>二</sup>置於秋田村高清水岡<sup>一</sup>。又於<sup>二</sup>雄勝村<sup>一</sup>建<sup>レ</sup>郡居<sup>レ</sup>民焉。

秋田に出羽柵を移転したこと、雄勝に政治的介入があつたことが知られるが、このことは律令国家が現在の秋田県中央部から南部にかけての支配を本格的に行つたことを意味する。秋田はそれまで出羽柵が置かれていたと推測される山形県庄内地方から点で結ばれる位置にあり、雄勝は当時の出羽国の郡のなかで内陸部では最上郡の、沿岸部では飽海郡と面を接する位置にある。雄勝郡の建郡記事は天平宝字三年（七五九）九月にも見られるが<sup>4)</sup>、岩波書店新日本古典文学大系『統日本紀』二では、天平五年の記事に「この時は支配の拠点となる官衙の設置と民戸の配置。郡域は未確定で、北方の平鹿郡地方にまで及んでいた可能性がある」と脚注を付ける。おおむね妥当な解釈と考えられる。

ここで注目したいことは秋田村、男勝村という「村」表記である。当時の村は、王権とその地域の間にある一定の支配関係はあるが国郡制の行政区に編成されていない地域を表す語として用いられた。秋田は齊明天皇四年の阿倍比羅夫北征によって政治関係が築かれた。男勝（雄勝）は、大野東人の遠征時、『統日本紀』天平九年四月戊午条には、男勝村の俘長三人が進軍の中止を願ひ出た旨の記載がある。俘長らと出羽国守は交渉可能な関係をすでに築いていたことが推測できる。それでは、何時、男勝地域の住民と政治関係を結んだのかということが問題になるが、直接的史料はない。ただし、神亀元年（七二四）五月に出

羽の蝦夷を鎮圧するために小野牛養が鎮狄將軍に任命されていることと無関係ではないと思われる<sup>6)</sup>。この時の鎮狄將軍の派遣は、同年三月に陸奥の太平洋側の蝦夷が反乱を起こし、国司の大掾・佐伯兒屋麻呂を殺害した事件に対処するために藤原宇合を大將軍とする征討軍の派遣と同時に行われた<sup>6)</sup>。出羽で反乱が起きたわけではないが、陸奥での反乱の影響を未然に防ぐ目的があったものと考えられる。

天平五年に出羽柵が秋田に遷されたとき、国府も同時に移転したのかどうかということについては文献史料上では確認できないが、秋田にも国府の機能があったことは事実である。また、秋田県内陸南部の雄勝には天平宝字三年に雄勝・平鹿の二郡が設置された。能代地域はこのような律令的行政区画の枠外に位置づけられていたのである。

ここで注意しなければならないのは、賊地と記載されているものの、宝龜二年時点で能代地域が王権と対立する関係になっていたのではないという点である。結論を先に言えば、賊地とは律令国家地方行政機構に組み込まれていない地域を意味する語で、賊<sup>11</sup>叛逆者の居住する地域というものではないと考ええるべきである。それでは七世紀の阿倍比羅夫北征時点の政治的關係から後退したのではないかという評価もできなくはないが、そうではなく、この間の北方経営のあり方の変化の方を重視すべきである。辺境地域における律令的な支配拡大は、海路を用いて拠点を結ぶ方法ではなく、城柵経営をともないながら面的に北上するという方法がとられるようになった。秋田郡以北には九世紀になっても郡制はしかなかった。しかし、そのような地域に国司の支配権が及ばなかったのかといえば、そうではない。天平九年の大野東人の遠征時に、出羽国守・田辺難波は兵士として狄を集めただけではなく、雄勝村の俘長らの降伏の意思を確認しその旨を大野東人に報告するなど、郡の範囲を超えた地域で国司としての支配を行っている。

宝龜二年に野代湊に着いた渤海使は常陸国に安置されたが、それは、到着後、出羽国司が中央政府に事の次第を報告し、中央からの指示にしたがって常陸国に移したものと考えられる。さらに三二五人のなかから、大使、副使ら四十人を選んで十二月に入京させた。出羽国司が野代湊を掌握していたからこそ、渤海使到着後の処理ができたのである。また、賊地ではあるが十七隻の船の停泊が可能であり、野代は湊としての機能を果たすものであったと認識されていたことが知られる。賊地の集団の首長と国司らの官人が連携プレーをしていた可

能性は十分に考えられる。

出羽国司が渡嶋蝦夷の饗応に重要な役割を担っていたことは、宝龜十一年(七八〇)五月に下された勅の内容からも明らかである。

『続日本紀』宝龜十一年五月甲戌条

(上略)勅<sup>12</sup>出羽国<sup>13</sup>曰。渡嶋蝦夷、早効<sup>14</sup>丹心<sup>15</sup>、来朝貢獻為<sup>16</sup>日稍久。方今婦俘作<sup>17</sup>逆、侵<sup>18</sup>擾<sup>19</sup>辺民<sup>20</sup>。宜<sup>21</sup>將軍<sup>22</sup>、国司賜饗之日、存<sup>23</sup>意慰諭<sup>24</sup>焉。

政府は、渡嶋の蝦夷は早くから丹心をあらわして来朝し、方物を貢進するようになってから長い年月が経っているという認識を示した上で、鎮狄將軍や出羽国司に饗応の際の留意事項について命じている。七世紀半ばから政治關係を結び続けていたことを示唆するものである。渡嶋と出羽国府の間に位置する能代が港湾として何らかの機能を果たした可能性は高い。

靺鞨族の建てた国、渤海からの正式の外交使節の来日は神龜四年(七二七)のことである。出羽国の蝦夷の境に到着したところ、二十四人のうち高官ら十六人が殺害され、死を免れた八人のみ入京したという事態が発生した。渤海使が来着した地名は記録されないが、「蝦夷の境」という記述から、郡制がしかれている飽海郡以北の地であることは間違いない。蝦夷の境がどこであるのかといえば、公民支配が行われている地域すなわち郡制施行地域の北境界線以北と考えられる<sup>7)</sup>。

律令の規定によれば、外国人が帰化を求めてきたときには、来着地の国郡司は衣服と食糧を与え、中央に報告することになっていた<sup>8)</sup>。正式の外交使節が来日した場合には中央から存問使を派遣し、来日の事情を調査するのが通例である。現地に対応するためには国府かそれに準ずる施設が必要である。天平五年に出羽柵が秋田村高清水岡に遷置されたのは、律令国家の東北辺境支配の北進・拡大だけではなく、秋田に国府官人を常駐させる必要が生じたことも関係しているものと考えられる。天平五年に秋田に拠点を構えた後、天平九年に陸奥国府から出羽柵までの道路を確保するための大規模な軍事行動を計画していること、多賀城から秋田までの内陸地域の城柵および郡と駅の設定は天平宝字年間まで待たなければならなかったことから、拠点として掌握した秋田を、律令的の地方行政機構のなかに組み込むことが急務であったと考えられるのである。蝦夷政策であれば、城柵の設置と建郡による面的拡大を図りながら北進す

ればよいはずである。秋田城跡からは、渤海使が来日した可能性を裏付ける遺物が出土している。このことは、当時、秋田に設置された城柵官衙に外交使節に対応する役割が求められていたことを示唆するものである。

渤海使の来着地として不可欠の条件として、船が停泊するための港湾機能があげられる。雄物川の河口がそのような条件を満たしていたことは推察に難くないが、宝亀二年に、三二五人もの人を乗せた渤海船が野代湊に到着したことに関連して、次の史料に注目したい。

『続日本紀』天平十八年元年条  
渤海人及鉄利惣一千一百余人、慕化来朝。安置出羽国、給衣糧放還。

天平十八年（七四六）に、千百人余もの渤海と鉄利の人びとが帰化を求めて来朝したのに対し、政府は帰化は認めず、彼らを出羽国に安置し、衣服と食糧を与えて放し還すよう命じた。大陸からやって来て出羽に来着した人びとの中には、外交文書を携えた使人だけでなく、民間人もいたのである。船が到着した港がどこであるのかはわからないが、出羽国に安置したことから、出羽国沿岸部で港湾機能をもった地と考えられる。そして、帰化が認められなかったとしても大陸に戻る船の用意はないとすれば、郡制がしかれていない地域に逃げ込んだ可能性も否定できない。

宝亀十年（七七九）にも渤海・鉄利の人三五九人が化を慕って入朝し、出羽国に滞在していた。『続日本紀』宝亀十年九月庚辰条には、「渤海と鉄利の人三五九人が化を慕って入朝し、出羽国に居るので、通例にしたがって供給しなさい。ただし、来日した使は身分が低いので、賓客とするには当たらない。今、使を遣して饗応し、そこから放し還らせなさい。もし、乗ってきた船が破損していたならば、修造しなさい。蕃に帰る日を留滞させてはならない」という勅が載せられる。このときは、政府は、賓客として迎えるには及ばないとしても、現地でもてなし、帰国のための船の修理の面倒を見るように命じている。また、延暦五年（七八六）九月には渤海使六五人が出羽国の管内に漂着し、蝦夷のために十二人が殺害されるという事件が起きた<sup>10</sup>。この使節帰国に際しては越後国に船などの用意を命じた<sup>10</sup>。

出羽国が対処しなければならなかったのは渤海使など大陸方面だけではなかった。列島北部・北海道地域への警戒も必要であった。

『日本三代実録』貞観十七年十一月十六日乙未条  
出羽國言、渡嶋荒狄反叛。水軍八十艘。殺略秋田飽海兩郡百姓廿一人。勅牧宰討平之。

このとき渡嶋の狄の襲撃されたのは秋田郡と飽海郡とあるが、秋田郡は秋田城、飽海郡は出羽国府の施設があり、蝦夷による公民殺害は、これらの拠点を狙ったものと考えられる。八十艘の水軍という数値が事実であるとすれば、反乱に加わった蝦夷は数百人以上と推定される。出羽国司に征討を命ずる勅が出されたが、水軍による攻撃であるから、出羽国司は海上防衛も重要な任務であったことがわかる。

この反乱の原因は特定できないが、九世紀になってから頻発する災害とまったく関係がないとも言えないであろう。天長七年（八三〇）正月三日の大地震では秋田城の建物が倒壊するほどの被害があったが、出羽国から早馬による報告のなかに、非常事態を想定した援兵の動員について記載される<sup>11</sup>。「辺要の固は、城を以つて本となす。今已に頽落、何ぞ非常を支えん」とあるように、城柵の機能が求められるのは、辺境の防備、すなわち蝦夷の反乱などを想定しているのである。自然災害の原因を科学的に立証できなかった当時、災害は天の咎めのものであると認識されることも多く、それだけに不安な気持ちを抱くこともあったものと推測される。情報は人から人へ伝えられる時代であったから、不安や不満が民衆の間に広まると、増幅される可能性も十分に考えられる。

嘉祥三年（八五〇）十月にも出羽国で山や谷の場所が変わるほどの大地震があった<sup>12</sup>。翌嘉祥四年には、出羽国の職員として陰陽師一人を増員している。国内に怪しい事があったも吉凶を占い人がいないというのが、その理由である<sup>13</sup>。貞観十一年（八六九）の陸奥の大地震と津波は<sup>14</sup>、直接的被害は太平洋側に限られたとしても、蝦夷社会に情報が通じていた可能性はあった。弘仁元年（八一〇）に渡嶋の狄二〇〇余人が陸奥国気仙郡に到着していることから、渡嶋の狄の行動範囲が三陸海岸地域にまで及ぶことがあったことがわかる。

北辺における不穏な情勢は公民対蝦夷という構図だけではなかった。元慶の乱後、寛平五年（八九三）に、渡嶋の狄と奥地の俘囚が戦鬪を起こそうとしているという奏状が出羽国からあり、出羽国司に城塞を警固させ軍士を選抜し訓練させるよう命じている<sup>15</sup>。渡嶋と秋田の間に位置する能代地域がこのよう

な事件によって何らかの影響を受けていた可能性は高い。

さて、元慶二年（八七八）に勃発した元慶の乱関係資料から、能代地域に「野代宮」という国家の公的機関が設けられていたことが知られる。この名称は『日本三代実録』元慶二年四月二十八日癸巳条に載せられる出羽国守・藤原興世からの報告に見える。

『日本三代実録』元慶二年三月二十九日乙丑条に、出羽国守から三月十七日付で、夷俘が反乱を起こし三月十五日に秋田城と周辺の建物・民家を襲撃、焼き討ちしたという報告があったことが記される。いわゆる元慶の乱に関する最初の報告である。政府はただちに対処方法に関する指示を出す、反乱は激しさを増すばかりであった。出羽国守・藤原興世は、「反乱軍の勢いが強く、政府軍は討平することができない。六百人の兵を派遣して要害・野代の宮を守ろうとしたが、焼山に至ったところに賊の兵千余人が政府軍の後から攻めてきて政府軍の兵士五百人を殺害し、逃れた者は五十人であった。秋田城下の村々や家屋も多く焼かれた」という状況を早馬で報告した<sup>16)</sup>。

野代宮の位置については詳らかではないが、能代市田床内大館遺跡に比定する説が有力である。常時に出羽国に備えられた軍制としては、秋田城・雄勝城に配置する鎮兵六百五十人と、国府に上番する兵士千人である<sup>17)</sup>。この数値と、野代宮の守備に六百人を派遣したということから、野代宮が出羽国の次官・介が常駐する秋田城の出先機関として重要な役割を果たしていたものと考えられる。

国司が常駐する施設すなわち行政・軍事の拠点としては秋田城が最北のものと位置づけられるが、「賊地」と表記される能代・山本地域も国家にとって掌握しておかなければならない地域であったのである。

### 三 北方交易と出羽国

賊とは服属していない人びとを指す語として用いられる。『続日本紀』宝龜七年五月戊子条「出羽国志波村賊叛逆」、宝龜八年十二月辛卯条「志波村賊」、宝龜八年十二月癸卯条「出羽国蝦賊叛逆」など、いくつもの例をあげることができる。しかし、政府は賊地の人びとと常に対立していたわけではなく、共生する場合も多かった。律令国家は国郡制の外側に位置する地域、すなわち公民支配ができない地域とも政治関係を持ち続けていた。それは公民制支配と異なり、安定性に欠ける場所があったが、両者はかならずしも敵対する状況にあった

のではない。そこには七世紀の拠点的支配による政治的關係に類似する形態が想定される。辺境の国支配は郡の設置範囲の外にまで及んだのである。

国郡制がしかれた境界よりも北に住む人びとの間で往来があり、交易をともなう交流があった。延暦二十一年（八〇二）六月に出羽国内で渡嶋の狄と私的に交易することを禁ずる命令が出された。延暦二十一年六月二十四日太政官符には「渡嶋の蝦夷たちが朝貢する際に献する特産物は雑皮であるが、都の王臣たちが上質のものを競って買うため、品質の悪いものを政府に納めようとする。以前にも禁止した。しかし、出羽国司は命令に従わず、目こぼししている。このようなことはあつてはならないことなので、以後、厳禁する。もし違反したならば重罪に処する。これは天皇の命令であるから再び違反してはならない」とある<sup>18)</sup>。

延喜民部式交易雑物条によれば、出羽国から納入される品目として熊皮・葦鹿皮・独犴皮があげられる。ここで問題になってくる雑皮がこれに当たるが、いずれも北海道以北の地域住民との交易によって入手したものと考えられる。この禁令が出されたのは九世紀初頭のことであるが、以前から禁止していたことが明記されることから、八世紀にすでに行われていたものと推測される。『延喜式』では、熊皮については二十張という数値が規定されるが、葦鹿皮・独犴皮は「数随得」（数量は入手したものでよい）とある。蝦夷との交易品であるこれらの毛皮の貢進において、国司が不正を働き私腹を肥やそうと思えばできる抜け道があったのである。

もちろん、国司は王権に対して忠実な官人であることを求められていたし、政府も国司の不正に関しては厳しく目を光らせていた。たとえば、延暦六年（七八七）にも、太政官から陸奥按察使に対して、その管轄内で王臣・国司や民衆らが蝦夷と交易することを厳禁する旨の命令が下され、違反者が王臣・国司であれば売買した物を没収、民衆であれば故按察使・大野東人が定めた法によって処罰することが伝えられた<sup>19)</sup>。陸奥・出羽の両地域とも北海道など、より北方の地域と交流があったが、日本海側の出羽の場合、北日本から京に運ばれるモノをめぐって国司の不正が絡むほどの事態が半世紀以上にもわたって起きていたのである。

北方の物産は京の王臣にとって必要物資であった。『日本後紀』弘仁元年九月乙丑条には公卿が「去る大同二年八月十九日の彈正台下された法例に、雑石を使った腰帯や飾大刀、および素木の鞍橋、独射犴・葦鹿皮などの革はすべ

て禁止するとあるが、私どもが調査、検討したところ、雑石はたやすく入手し造る人が多いほか、それを着用して壊れることはない。銅製の具は、漆を塗るが、剥落しやすい。製作するのに難易はあるが、価格は同じだ。これが（大同二年の法例の）第一の弊害である。毛皮の類の利用を許さないと、鞍の具には（牛馬の）皺のある革を使わなければならず、悪者がひそかに牛馬を殺すようになる。これが（大同二年の法例の）第二の弊害である。また、節会や蕃客の来朝の際には必ず飾刀を佩用するので、飾刀を禁止されると国威を損なう恐れがある。伏して雑石および毛皮等の使用を許可してくださるよう、お願いしたい。飾刀は節会と蕃客来朝以外は禁制とし、鞍橋者は桑や棗以外の木材を用い、素木か漆を塗るかは自由にし、民の都合にしたがうことを望む」と奏上をして、許可されたことが記される。独射狩は北方系の犬、羆は本州には棲息しないクマである。これらは北方との交易によって得られるものであり、それが出羽国司の重要な任務のひとつであったとすれば、国司は出羽国最北の行政の拠点である秋田城よりも北の地域をおさえておく必要がある。

北方との交流における交通手段として海路が利用された可能性はきわめて高い。たとえば、『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十月甲午条に載せられる陸奥国司の言上に、渡嶋の狄二百余人が気仙郡に到着したが、渡嶋は陸奥国所管ではないので帰るよう言ったところ、寒い時期で海路は困難なので来年の春を待つて戻りたいという狄の要請があり、政府もそれを認めたと記される。渡嶋の狄は出羽国の管轄下であり、交通手段として海路を使っていたことがわかる。渡嶋（現在の北海道）と出羽国府あるいは秋田城を海路で結ぶ場合、その中間に位置し、港湾機能をもつ野代（能代）が一定の役割を果たしていた可能性は十分に考えられる。

そもそも、北方における律令国家地方行政区の枠組みの外側の地域との交流では、海路の利用は一般的なことであった。その場合、出羽よりも南に位置する越後、佐渡も深いかわりをもつことになる。

越後国は養老職員令大國条で陸奥・出羽とともに辺境国としての役割を課せられたが、『延喜式』民部上で辺要国とされるのは北日本では陸奥・出羽・佐渡だけである。越後が陸奥・出羽と区別して扱われるようになった時期は、延暦二十一年（八〇二）十二月太政官符「応依旧置兵士事」から推測できる<sup>20</sup>。

この官符が引く延十一年（七九二）六月七日勅では、このとき京畿内及び七道諸国の兵士が廃止されたが、陸奥・出羽・佐渡等の国と大宰府は辺要の地とし

て廃止されなかったとある。天平十一年（七三九）五月二十五日に諸国の兵士が廃止されたとき例外とされたのは「三関・陸奥・出羽・越後・長門・大宰府管内」の諸国であったから、八世紀半ばころまでは陸奥・出羽と共通する位置づけがなされる場合があったことが知られる。

和銅五年（七一二）の出羽国の設置によって越後国の北境界が画定され、行政区画としては切り離れた北辺の防備を出羽国内の城柵で処理できる体制は整ったが、越後国には引き続き海上防衛基地としての役割が求められたのである。養老年間に沼垂城という城柵が機能していた<sup>21</sup>。天平五年に出羽柵が秋田に移転、やがて秋田城として整備されると、北方地域の管轄という点で出羽国の機能はますます充実した。しかし、越後国が北方地域に対する支配機構から切り離されたわけではなかった。具体的には列島の蝦夷集団への対応と対外的問題への対応の二点である。

蝦夷集団に対する政治的役割については、新潟市の場遺跡から出土した八世紀後半から九世紀にかけての時期のものと推測される習書木簡に「狄食」という文字が見られることが注目される<sup>22</sup>。この木簡から、越後国で蝦夷の饗給をおこなっていた可能性が示唆される。また、辺境国という位置づけが為されなくなつてからも、越後国が北方異民族の来航地であるという認識は続いていたようである。元慶四年（八八〇）八月十二日太政官符が引く越後国解に「此国東有夷狄之危。北伺海外之賊。防敵之兵。弩是為勝」とある<sup>23</sup>。「海外之賊」は大陸の地域を指すものと考えられる。渤海使が本州北部に到着しトラブルになり、出羽国そして越後国が対応したことが記録として残される最後のものは『類聚国史』延暦十四年（七九五）十一月丙申条であるが、このときから一世紀近く経っているにもかかわらず、越後国は夷狄や海外之賊に対する備えが必要な地域というのである。

「夷狄之危」は、秋田城と秋田郡家が焼き払われ、政府軍に不利な戦況が続いた元慶の乱の直後のことであるから、この事件を指しているものとも考えられるが、実は、北方情勢が危惧される事態は、先に述べた貞観十七年の渡嶋蝦夷水軍による秋田郡・鮎海郡の襲撃事件も大きな意味をもつ。

#### おわりに

現在の秋田県能代地域は、わが国の古代国家が列島をひとつの基準で区分するようになった時点、すなわち律令国家地方行政機構が整えられた段階で、そ

のような枠組みの外に位置づけられた。賊地という表記は、現地住民による叛乱が起きているかどうかということとは関係なく附されるものであった。

大宝令制以前に海路によって点と点を結ぶ支配が一般的であったころは、列島北部地域への支配拡大において、ヤマトからの距離の遠近は決定的要因ではなかった。大宝令制下で、国郡制による列島の画一的区分と陸路での往来を原則とする交通体系が確立すると、支配地域の面的拡大が図られ、郡制に組み込まれない地域は賊地とされたのである。

天平五年の秋田への出羽柵移転も、拠点の支配の産物であった。ただし、このときは面的支配が完結するよう、大野東人の道路開拓の軍事行動が計画された。しかし、征夷による支配拡大策が長期にわたって安定的に続くわけではなく、北方外交・交易の必要性が高い越後以北では、海路を利用する点を結ぶ支配も行われる。

面的支配拡大策すなわち郡の設置とそれに先行する城柵造営は、九世紀初頭に終了するが、その後も、律令国家地方行政機構の官人が絡む北方地域との交流が展開していた。「夷狄之危」と「海外之賊」の活動の場は列島北部の海上という点で共通する。律令国家の日本海側最北の行政・軍事の拠点である秋田城に隣接し、港湾機能も持つ能代地域も一拠点として位置づけられていた。

能代の地域的特質は、「蝦夷の境」という律令国家辺境地域としての性質と、大陸からのアクセス地点、北方・渡嶋との中継地点という性質の二面をもつ。後者は、日本海域のなかの能代という位置づけをするとき、明瞭になる。また、日本海域を舞台にしたとき、もはや辺境国ではなくなった越後も無関係ではない。この事実、能代地域を視野に入れた律令国家の北方経営という視座で史料を読み直したときに浮かび上がるものであることを述べて擲筆したい。

## 注

- (1) 『能代市史』通史編Ⅰ原始・古代・中世(1)は、貴重な研究成果である。『能代市史』通史編Ⅰ原始・古代・中世(能代市史編さん委員会 二〇〇八年)
- (2) 郡の字は評の字の『日本書紀』編者による書き換えと考えられる。なお、当時、淳代評があったのかどうか問題になるが、大宝令制下の郡に連続する評はなかったと考える。
- (3) 『日本書紀』持統天皇十年三月甲寅条
- (4) 『統日本紀』天平宝字三年九月己丑条

- (5) 『統日本紀』神龜元年五月壬午条
- (6) 『統日本紀』神龜元年三月甲申条、四月丙申条
- (7) 渤海使については『統日本紀』神龜四年九月庚寅条、十二月丙申条、神龜五年正月甲寅条に関連記事がある。渤海使は貂の皮を献上している。
- (8) 戸令没落外蕃条
- (9) 『統日本紀』延暦五年九月甲辰条
- (10) 『統日本紀』延暦六年二月庚戌条
- (11) 『類聚国史』天長七年正月癸卯条
- (12) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十月十六日庚申条、十一月二十三日丙申条
- (13) 嘉祥四年二月二十一日太政官符(『類聚三代格』卷五)
- (14) 『日本三代実録』貞観十一年五月二十六日癸未条
- (15) 『日本紀略』寛平五年閏五月壬午条
- (16) 『日本三代実録』元慶二年四月二十八日癸巳条
- (17) 鈴木拓也「古代出羽国の軍制」(『国史談話会雑誌』三三、一九九二年)
- (18) 『類聚三代格』卷十九
- (19) 延暦六年正月二十一日太政官符(『類聚三代格』卷十九)
- (20) 『類聚三代格』卷十八
- (21) 一九九〇年に新潟県三島郡和島村の八幡林遺跡から「沼垂城」「養老」と記された木簡が発見された。(一九九〇年出土の木簡)『木簡研究』第一三号 一九九一年)
- (22) 「一九九〇年出土の木簡」『木簡研究』第一三号 一九九一年)
- (23) 『類聚三代格』卷五